

平成26年6月25日6月三次市議会定例会を開議した。

1 出席議員は次のとおりである（26名）

1番 吉岡 広小路	2番 須山 敏夫	3番 小池 拓司
4番 鈴木 深由希	5番 澤井 信秀	6番 齊木 亨
7番 桑田 典章	8番 山村 恵美子	9番 穴戸 稔
10番 保実 治	11番 池田 徹	12番 新家 良和
13番 福岡 誠志	14番 岡田 美津子	15番 杉原 利明
16番 亀井 源吉	17番 伊達 英昭	18番 國岡 富郎
19番 大森 俊和	20番 竹原 孝剛	21番 平岡 誠
22番 小田 伸次	23番 林 千祐	24番 久保井 昭則
25番 助木 達夫	26番 沖原 賢治	

2 欠席議員は次のとおりである

なし

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市長 増田 和俊	副市長 高岡 雅樹
副市長 津森 貴行	総務部長 藤井 啓介
特命プロジェクト 推進部長 堂本 昌二	財務部長 部谷 義登
地域振興部長 福永 清三	産業部長兼 農業委員会 事務局長 上岡 譲二
福祉保健部長 森田 和利	子育て支援部長 瀧 奥 恵
教育長 児玉 一基	教育次長 白石 欣也
建設部長 花本 英蔵	水道局長 坂本 高宏
総合窓口 センター部長 岡本 一彦	市民病院部 事務部長 山本 直樹
君田支所長 児玉 義徳	布野支所長 奥川 利裕
作木支所長 加藤 良二	吉舎支所長 木屋 繁広
三良坂支所長 片岡 法生	三和支所長 細美 好宏
甲奴支所長 内藤 かすみ	企業誘致課長 森本 純
選挙管理委員会 事務局長 上野 哲之	監査事務局長 落合 裕子

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

事務局長 大倉 克文	次長 吉川 一也
議事係長 才田 申士	政務調査係長 明賀 克博
政務調査主任 瀧 熊 圭治	

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1	議案第49号 請願第1号	(総務常任委員長報告2件) 工事請負契約の一部変更について(原案可決) 集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書の提出について(不採択)
第 2	議案第48号	(教育民生常任委員長報告1件) 三次市真田一幸スポーツ・文化子ども育成基金条例(案)(原案可決)
第 3	議案第50号	(産業建設常任委員長報告1件) 市道路線の認定について(原案可決)
第 4	議案第47号	(予算決算常任委員長報告1件) 平成26年度三次市一般会計補正予算(第1号)(案)(原案可決)
第 5	議案第57号	工事請負契約の締結について(原案可決)
第 6	議案第51号 議案第52号 議案第53号 議案第54号 議案第55号 議案第56号	人権擁護委員の候補者の推薦について(異議なし) 人権擁護委員の候補者の推薦について(異議なし) 人権擁護委員の候補者の推薦について(異議なし) 人権擁護委員の候補者の推薦について(異議なし) 人権擁護委員の候補者の推薦について(異議なし) 人権擁護委員の候補者の推薦について(異議なし)
第 7	発議第7号	地方財政の充実・強化を求める意見書(案)(原案可決)
第 8	発議第8号	ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書(案)(原案可決)
第 9	発議第9号	教育予算の拡充を求める意見書(案)(原案可決)
第10	発議第10号	政府における農業改革に関する意見書(案)(原案可決)

日程番号	議案番号	件名
第12	発議第12号	要支援者を介護予防給付から外すことに反対する意見書（案）（原案否決）
第13	発議第13号	教育委員会「改正」法の廃止を求める意見書（案）（原案否決）
第14	<p>.....</p> <p>平成25年 陳情第4号</p>	<p>（閉会中継続審査申出事件1件）</p> <p>.....</p> <p>（総務常任委員会）</p> <p>公契約条例制定を求めることについて</p>

平成26年6月三次市議会定例会議事日程（第5号）

（平成26年6月25日）

日程番号	議案番号	件名
第 1	議 49	(総務常任委員長報告 2 件) 工事請負契約の一部変更について…………… 268
	請 1	集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める 意見書の提出について…………… 268
第 2	議 48	(教育民生常任委員長報告 1 件) 三次市真田一幸スポーツ・文化子ども育成基金条例 (案) …… 272
第 3	議 50	(産業建設常任委員長報告 1 件) 市道路線の認定について…………… 273
第 4	議 47	(予算決算常任委員長報告 1 件) 平成26年度三次市一般会計補正予算 (第 1 号) (案) …… 274
第 5	議 57	工事請負契約の締結について…………… 275
第 6	議 51	人権擁護委員の候補者の推薦について…………… 282
	議 52	人権擁護委員の候補者の推薦について…………… 282
	議 53	人権擁護委員の候補者の推薦について…………… 282
	議 54	人権擁護委員の候補者の推薦について…………… 282
	議 55	人権擁護委員の候補者の推薦について…………… 282
	議 56	人権擁護委員の候補者の推薦について…………… 282
第 7	発 7	地方財政の充実・強化を求める意見書 (案) …… 284
第 8	発 8	ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見 書 (案) …… 286
第 9	発 9	教育予算の拡充を求める意見書 (案) …… 288

日程番号	議案番号	件名	
第10	発 10	政府における農業改革に関する意見書（案）	290
第12	発 12	要支援者を介護予防給付から外すことに反対する意見書（案）	292
第13	発 13	教育委員会「改正」法の廃止を求める意見書（案）	295
第14	(閉会中継続審査申出事件1件)	298
	平成25年 陳 4	(総務常任委員会) 公契約条例制定を求めることについて	298


~~~~~ ○ ~~~~~

——開議 午前10時 0分——

○議長（沖原賢治君） 皆さんおはようございます。

傍聴者の皆様及び視聴者の皆様には、お越しまたは御視聴いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は6月定例会最終日であります。

各委員会審査の結果と採決及び追加議案等の審議を行いますので、よろしくお願いをいたします。

ただいまの出席議員数は26人であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名者として、平岡議員及び竹原議員を指名をいたします。

以上で報告を終わります。

ここで増田市長から発言したい旨の申し出がありましたので、この際これを許可します。

（市長 増田和俊君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 増田市長。

○市長（増田和俊君） 皆さんおはようございます。

6月13日以来、13日間にわたって開催されました6月定例議会も本日最終日を迎えます。この間、活発な御審議をいただき、まことにありがとうございます。

お許しをいただきましたので、私のほうからは、企業誘致について報告をさせていただきたいと思っております。

平成25年11月28日に立地協定を締結しました株式会社白鳳堂について、三次工業団地第2期再分譲地から三次工業団地第3期造成地に立地場所を変更となりました。その理由といたしましては、協定締結以降、同社製品の需要は、海外を中心に順調に伸びていることもあり、将来の需要増加に応じた生産能力の増強を見据えて、当初協定地の1.8倍と面積も広く、工場の拡張余地のある三次工業団地第3期造成地に立地場所を変更することで、このたび広島県と合意に達したものでございます。

投資総額は、土地代を含め約3億5,000万円、ことし秋には工場建設に着手し、27年春の操業開始を予定されております。

本市の新たな産業の集積、雇用の創出に大いに期待をいたしているところであります。このことで、第3期分譲地は2区画が販売となり、残り1区画、平地部分6.3ヘクターとなりました。今年度拡充した奨励制度の施行とあわせて、今後もさらなる企業の立地に向けて、広島県と連携をとりながら、情報発信や営業活動を強化し、戦略的な企業誘致活動を行い、早期分譲地完了に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

また、6月4日に梅雨入りし、梅雨前線や台風などにより河川が増水し、洪水が発生しやすい出水期に入りました。最近では、雨の降り方も変化を生じてきており、ゲリラ豪雨と呼ばれる局地的で短時間に猛烈な雨が降る回数もふえてきております。本市では、市民の皆さんの安

全・安心のために、有事における水防活動体制の万全を期し、職員一丸となって取り組んでおりますが、被害を最小限度に抑えるためには、市民の皆さん一人一人の御協力が必要不可欠でありますので、日ごろからの準備や地域での連携と助け合いをお願いをしたいと思います。

7月1日からは、市政懇談会も開催させていただきます。私のほうからは、市政についての説明をさせていただくとともに、より多くの市民の皆様と対話をし、御意見をいただき、市政に反映させたいと思っておりますので、議員の皆さんのほうも御参加のほどよろしくお願いを申し上げます。今後とも、市民並びに議員各位の御理解と御支援を賜りますようお願いしまして、私のほうからの報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（沖原賢治君） 次に、児玉教育長から発言したい旨の申し出がありましたので、これを許可いたします。

（教育長 児玉一基君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 児玉教育長。

○教育長（児玉一基君） おはようございます。

お許しがありましたので、本日、中国新聞の報道にあった古墳調査、期限守らず着手の記事については、農業交流連携拠点施設の建設予定地、駐車場予定地に古墳があることがわかり、現在発掘調査を行っている事案について御説明を申し上げます。

この調査の届け出は、文化財保護法により、発掘しようとする日の30日前までに発掘調査主体が届け出をしなければならないことになっていますが、届け日から30日未満で調査を開始されたものです。教育委員会は、組織として30日前規定の周知徹底がとれていなかったため、届け出がされたときチェックが漏れ、許可したものです。この30日規定は、業者自体の調査や準備態勢を確認する期間として定められたものです。教育委員会としましては、調査主体者とは届け出が提出される前から十分な打ち合わせを行っており、過去の実績などからも、調査に十分値する組織であり、調査準備が十分に整った段階で調査が開始されることを確認し、調査を実施継続させているものでございます。

発掘調査も、現在まで、事故や遺構等の損傷もなく、順調に進められていることを御報告申し上げます。また、今後とも、教育委員会が責任を持って、本発掘調査を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 総務常任委員長報告2件

議案第49号 工事請負契約の一部変更について

請願第1号 集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書の提出について

○議長（沖原賢治君） 日程第1、議案第49号工事請負契約の一部変更について及び請願第1号集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書の提出についてを一括議題といたします。

議案 1 件及び請願 1 件について、総務常任委員長の報告を求めます。

(総務常任委員長 亀井源吉君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 亀井総務常任委員長。

[総務常任委員長 亀井源吉君 登壇]

○総務常任委員長(亀井源吉君) 皆さんおはようございます。

今期定例会において総務常任委員会に審査付託となりました議案 1 件及び請願 1 件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る 6 月 19 日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第 49 号工事請負契約の一部変更については、審査の結果、全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

次に、請願第 1 号集团的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書の提出については、審査の結果、願意妥当と認め賛成多数をもって採択してよいものと決しました。

委員会審査において各委員から述べられた指摘及び意見については、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長(沖原賢治君) ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

(10 番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 保実議員。

○10 番(保実 治君) 委員長報告の中で 1 点ほどお伺いをいたします。

請願第 1 号の集团的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書の提出について、これで賛成多数となっておりますが、どのような意見が交わされたのか、主な意見で結構ですのでお伺いいたします。

(総務常任委員長 亀井源吉君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 亀井総務常任委員長。

[総務常任委員長 亀井源吉君 登壇]

○総務常任委員長(亀井源吉君) 賛成、反対の意見もある中、賛成多数で採択となりましたが、継続すべきとの意見もありました。

○議長(沖原賢治君) ほかに質疑ありませんか。

(「答弁になっとらん」と呼ぶ者あり)

(10 番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 保実議員。

○10 番(保実 治君) 継続という意見もあったということですが、その中身、反対されたとか継続された、その中身、どんなことが議論されたのか。できれば答弁をお願いいたします。

(総務常任委員長 亀井源吉君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 亀井総務常任委員長。

[総務常任委員長 亀井源吉君 登壇]

○総務常任委員長（亀井源吉君） まず、継続審査にしてほしいということがありましたが、このことは、国でもまだ結論が出てないということがあって、継続審査をしてほしいという意見が2件ありました。それから、反対意見ではありませんが、何もしないのも問題であるという意見もございました。それから、これからは国民そのものが考えるべきであるというような意見もございまして、際立ってこれが反対意見であるというような大きなものはありませんでした。

○議長（沖原賢治君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、反対討論、賛成討論を交互にお願いをいたします。

まず、反対の討論を願います。

（15番 杉原利明君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 杉原議員。

○15番（杉原利明君） 請願第1号集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書の提出についてに反対の立場で討論をいたします。

連日、新聞やニュース番組で報道されていますように、集団的自衛権の行使容認についての憲法論議が活発化しています。先日、日本世論調査会の調査結果が公表されましたが、集団的自衛権の行使について、できないままでよいが48%、できるようにすべきが44%で、ほぼ均衡しております。また、調査方法などの違いによりばらつきがあり、読売新聞の世論調査では集団的自衛権71%容認、産経新聞、FNN合同世論調査でも集団的自衛権行使7割容認との1面でそういった内容を報じられております。朝日、毎日、共同通信系地方紙等々は、全く反対の結果が出ている状況にあり、国民もまだはっきりとした明らかな差を出している状況にはないというふうに考えております。

そもそも意見書とは、地方公共団体の公益に関する事件に関して、議会の意思を意見としてまとめたものであります。国の外交防衛上の問題が地方公共団体の公益に関する事件に該当するかどうかは疑問とされており、慎重に取り扱うべきであるとして、昭和38年に自治省が通知を出しているところであります。集団的自衛権の行使容認については、世論調査でも意見が分かれ、総務常任委員会でも賛否がほぼ均衡しており、解釈改憲を行わないとする一方の考えを議会の総意とすることに違和感があります。国の外交防衛上の問題を慎重に取り扱う観点に立てば、議会の総意としての意見書は双方の意見を併記し、国に対し、慎重なる審議を促す意見書であるべきと考えます。

最後に、政府におかれましては、我が国の安全と反映を維持し、国民の生命と財産を守るとともに、国際社会の平和と安定に向けた取り組みを今後とも推進していかれることを期待し、請願第1号に対する反対討論といたします。

○議長（沖原賢治君） 次に、賛成の討論をお願いします。

（20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 竹原議員。

○20番（竹原孝剛君） 私は、請願第1号集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書について、賛成の討論を述べたいと思います。

まず、三次市議会の役割として、三次市民の代表として、もう二度と戦争はしないという宣言をまず行うべきだというふうに思っています。そういう三次市民の願い、思いをしっかりと国へ伝えるということは、我々議員として、議会として当然だというふうに思っております。そういう意味で、日本国憲法、平和憲法9条を堅持をしていくということが必要だろうというふうに思っています。今の与党では、集団的自衛権行使を認めようということをおっしゃっていますが、これは戦争への道であります。まるで平和憲法とは、今の憲法とはまるで真逆なことを進もうとしておられるわけがあります。

さらに、先ほど読売や産経のことが出ましたが、一昨日の共同通信の調査では、集団的自衛権行使について反対懸念は62.1%の国民が憂慮したり反対をしているという状況であります。こういう中で、この70年間、平和憲法を守り、日本の国の繁栄を行い、国際社会に日本の国の平和憲法で貢献したことは大きく評価をされているところであります。PKOで出てる自衛隊の皆さんに攻撃がかからないのは、日本の国というのは戦争をしない国だから攻撃がかかってないわけです。これで、平和憲法をなし崩しにして、戦争のできる国になれば、これはPKO等に出ている自衛隊員の皆さんの安否は危うくなるという状況も言われています。さらに、今日の新聞に書いてありましたが、相手をたたくような戦争行為には自衛隊は参加はしないというふうに出ておりましたが、それでは戦争をしないということになるはずなんで、戦争行為は相手をたたくということになる、相手を殺す、相手を攻撃するということでもあります。

元幕僚長は、自衛隊は戦うためにできとるんで、日本の国、国民の安全等は警察権、消防署等で日本の国民の安全・安心は守ってるんだということを明言をしています。戦うことが自衛隊でありますから、そのことが、他の国に出かけてあつてはなりません。

さらに、6月23日、沖縄では慰霊の日を迎え、多くの方が参加をされておりました。その沖縄の人の声も、二度と戦争をしない、戦争をしてはならないということを明言をされております。沖縄で20万人の人が亡くなって、そのうち住民は9万4,000人、人の命を軽んじる戦争の恐ろしさを体験をしているわけがあります。二度とこのようなことがあつてはなりません。たった69年前のことです。我々は、そのことを肝に銘じて、二度と戦争をしない、その宣言を行うべきだと思っております。

この三次の地から声を上げなくてはなりません。そのことが国を動かし、本当に2度目の平和宣言として行うべきだというふうに思っております。人を殺すこと、戦争をすることを一歩、半歩も譲ることはできません。ぜひ、皆さんの御賛同をいただいて、三次市議会全員一致の採択をされますよう賛成討論といたします。

○議長（沖原賢治君） ほかに討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） これをもって討論を終わります。

これより議案第49号及び請願第1号を採決をいたします。

初めに、反対討論のありました請願第1号を採決いたします。

請願第1号は反対討論がありましたので、起立により採決をいたします。

請願第1号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（沖原賢治君） ありがとうございます。

起立少数であります。

よって請願第1号集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書の提出については、不採択とすることに決しました。

次に、議案第49号を採決いたします。

議案第49号は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって議案第49号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 教育民生常任委員長報告1件

### 議案第48号 三次市真田一幸スポーツ・文化子ども育成基金条例（案）

○議長（沖原賢治君） 日程第2、議案第48号三次市真田一幸スポーツ・文化子ども育成基金条例（案）を議題といたします。

議案1件について教育民生常任委員長の報告を求めます。

（教育民生常任委員長 新家良和君、挙手して発言を求め）

○議長（沖原賢治君） 新家教育民生常任委員長。

〔教育民生常任委員長 新家良和君 登壇〕

○教育民生常任委員長（新家良和君） 皆さんおはようございます。

今期定例会において教育民生常任委員会に審査付託となりました議案1件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る6月19日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第48号三次市真田一幸スポーツ・文化子ども育成基金条例（案）は、審査の結果、全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

- 1、この基金の運用については、寄附者の意向が十分に反映された内容とすること。
- 2、市内全ての子どもたちの活動を応援するものであること。

3、総合計画に掲げるスポーツの町三次の実現、歴史、伝統、文化の継承と発展を目指して、適切かつ積極的な取り組みとすること。

以上、述べました事項のほか、委員会審査において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（沖原賢治君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 討論なしと認めます。

これより議案第48号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって議案第48号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 産業建設常任委員長報告1件

議案第50号 市道路線の認定について

○議長（沖原賢治君） 日程第3、議案第50号市道路線の認定についてを議題といたします。

議案1件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

（産業建設常任委員長 助木達夫君、挙手して発言を求め）

○議長（沖原賢治君） 助木産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 助木達夫君 登壇〕

○産業建設常任委員長（助木達夫君） 皆さんおはようございます。

今期定例会において産業建設常任委員会に審査付託となりました議案1件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る6月19日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、現地確認も行い、慎重に審査をいたしました。

議案第50号市道路線の認定については、審査の結果、全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において、各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

市道三良坂462号線は、県が協議、調整に基づいた条件整備を実施の上、市に移管される路線であり、現地では、舗装補修や側溝のふたかけなどの条件整備を実施していただいた状況を

確認した。今後とも、県と緊密な連携のもと事業を実施されたい。

次に、市道十日市436号線及び437号線は、三次駅周辺整備事業で整備を進めている路線である。2期事業の期間は残すところあとわずかであり、計画どおりの事業完成のため、引き続いての努力をお願いをする。

以上、述べました事項のほか、委員会審査において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（沖原賢治君） 上着をとられて結構でございます。

ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 討論なしと認めます。

これより議案第50号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって議案第50号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 予算決算常任委員長報告1件

##### 議案第47号 平成26年度三次市一般会計補正予算（第1号）（案）

○議長（沖原賢治君） 日程第4、議案第47号を議題といたします。

議案第47号について、予算決算常任委員長の報告を求めます。

（予算決算常任委員長 國岡富郎君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 國岡予算決算常任委員長。

〔予算決算常任委員長 國岡富郎君 登壇〕

○予算決算常任委員長（國岡富郎君） 皆さんおはようございます。

今期定例会において予算決算常任委員会に審査付託となりました議案1件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会は、去る6月25日に委員会を開催し、担当部局長などの出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第47号平成26年度三次市一般会計補正予算（第1号）（案）について、審査の結果、全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

委員会審査において、各委員から述べられた指摘及び意見については、今後十分に反映して

いただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（沖原賢治君） ただいまの委員長報告に対する質疑は、予算決算常任委員会において既に行われておりますので、省略をいたします。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 討論なしと認めます。

これより議案第47号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

議案第47号は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって議案第47号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第57号 工事請負契約の締結について

○議長（沖原賢治君） 日程第5、議案第57号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました議案第57号の議案1件について御説明申し上げます。

議案第57号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、三次市農業交流連携拠点施設建築工事につきまして、一般競争入札を平成26年6月20日に執行いたしました。2社による入札の結果、2億9,592万円で、有限会社ユノカワに落札いたしました。よって三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（12番 新家良和君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 新家議員。

○12番（新家良和君） 議案第57号工事請負契約の締結について、2点ほど御質問いたします。

まず、入札関係ですけれども、最初の入札が6月4日に実施をされて不落に終わりました。このとき、マスコミ報道によりますと、3社の入札があり、いずれも予定価格をオーバーしたということで、その後2社が辞退をされ、1社において最高限度の6回にわたる入札を繰り返さ

れ、さらに予定価格を上回ったということで、先ほど申し上げた不落到終わったと。改めて、今回6月20日に2社の入札によって、有限会社ユノカワさんに落札されたということは、結果的にはよかったとは思いますが、まず当初の入札の段階で、建築資材費、労務費などなど、予定価格を積算するに用いられた最新価格というのはいつの時点の価格を用いられたかお伺いをいたします。

次に、工期の関係についてお伺いいたします。

さきの説明では、全体工期には影響を及ぼさない、すなわち来年の4月オープンに向けて、2月末全ての工事を終えるというスケジュールであろうと理解をしておりますが、このたびの入札のおくれ、それから埋蔵文化財がこれから調査されておるという情報もありますし、これらについて、全体の工期への影響は本当はないのかどうか。あるいは、その工期が短くなることによって、いわゆる建築主体に対する品質に影響が及ばないのかどうか。その辺の考え方についてお伺いしたいのと、このたびの工事請負は建築主体工事でありますけれども、電気設備工事、機械設備工事の今後の入札におけるスケジュールは現時点でどのようにお考えかお伺いをいたします。

(特命プロジェクト推進部長 堂本昌二君、挙手して発言を求め)

○議長(沖原賢治君) 堂本特命プロジェクト推進部長。

○特命プロジェクト推進部長(堂本昌二君) まず、1点目の今回の設計に係る労務費あるいは資材費の価格の設定でありますけど、これは4月の最新の単価を今回は使わせてもらって設計をして発注をさせていただいたものでございます。

もう一点ございました工期の問題でありますけど、現在発掘調査を行っていただいておりますが、その発掘しておる場所については、駐車場の場所になっております。したがって、今回の建築工事には影響がございませんので、今回このように入札行為をさせていただいたものでございます。全体的にも、この発掘調査が今の予定でありますと7月末では終了するというように伺っております。それを受けて、残ります造成工事を行った上で、駐車場工事というような段取りになってきますけども、駐車場工事そのものは、本来最後の工事ということになりますので、全体工期の影響もありません。そのことによって品質に影響があるということもないと考えております。

もう一点の、今回も建築、電気、機械については分離の発注をさせていただいております。電気設備工事あるいは機械設備工事につきましては、今入札の手中でありまして、予定では今週の金曜日に公告をさせていただいて、7月10日には電子入札による開札を行い、同様の工期において発注をしていきたいと考えております。

(12番 新家良和君、挙手して発言を求め)

○議長(沖原賢治君) 新家議員。

○12番(新家良和君) まず、入札価格の問題ですけれども、4月の最新時点での建築資材、労務費の単価を採用されて積算されたという答弁でございましたが、昨年も三次市民ホールや三良坂小中一体型一貫校の建設において、第1次入札が不落到終わったことはまだ記憶に新しいと

ころでございますが、さらにこのたびの一般会計の補正においても、約4億6,000万円に相当するインフレスライド条項を適用された補正が組まれております。したがって、これらとの関係、インフレスライド条項を適用する案件がありながら、4月時点の最新単価で積算されたその辺の整合性について、タイミング的なずれはないのかどうか。インフレスライド条項を適用されたときの積算された最新単価は、先ほどの4月と合致しておるのかどうか。もしそうであれば、なぜ今回、第1次の入札において不落になったのか。これをどのように分析されておるのか、もう一度お答えを願いたいのと、それから全体的な工期については、埋蔵文化財の発掘調査を含めて影響がないということでしたが、冒頭に、教育長のほうから御説明がありました埋蔵文化財の本日の新聞記事のことについて質問は、私はあえてしませんが、全体的な今回の再入札での価格アップと、さらには期間が延びることによって当初予定しておいた総トータルの建築費、これについて約6億円と今までお伺いしておりましたけども、これらが上方修正される可能性があると思うのですが、その辺についてのお考えをお伺いします。

(財務部長 部谷義登君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 部谷財務部長。

○財務部長(部谷義登君) まず、インフレスライド条項との関係でございますけれども、インフレスライド条項は今年度、労務単価が変動が激しいということで、2月3日付で労務単価が改正になっております。その日が基準になっておりまして、さらに今年度4月で労務費の見直しがされておりますので、直近の労務単価であるということでございます。

(特命プロジェクト推進部長 堂本昌二君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 堂本特命プロジェクト推進部長。

○特命プロジェクト推進部長(堂本昌二君) 第1回目のほうが不落になったということは、今、財務部長が申しあげましたように、労務単価あるいは資材費については2月のほうのことでのインフレスライドでありましたが、今回、木造の工事ということであり、これまで大きく上昇したのは、いわゆる型枠、コンクリート型枠でありますとか、鉄筋工事のほうが結構大きな比率を占めておりましたので、今回はその不落要因としては、不落になりましたときに各社から出ました工事内訳書を見ましたところ、木工事、木の加工、手間賃等、そういう部分について、私どもの見方のほうが若干厳しい面があったようでありましたので、そこについて今回見直しをして、再入札ということで、市内の方を今回また同じように入札をさせてもらったということで、今回の不落の要因は、いわゆるインフレ等の影響は私のほうはないと考えております。

もう一点の事業費のほうでございますが、現在のところまで約6億円というように説明をさせてもらっております。しかしながら、今回、文化財も発掘させていただいておりますし、それに係りまして、造成も費用が若干上昇する予定でございます。そこら辺、まだ精査が済んでおりませんし、発掘費用も最終積算まだ来ておりませんので、そこら辺を見ながら、また議会のほうにもしっかり説明させてもらいながら、事業費の増額があるということは、今想定はいたしております。

(1番 吉岡広小路君、挙手して発言を求める)

○議長（沖原賢治君） 吉岡議員。

○1番（吉岡広小路君） 私もこの議案第57号に関して、工事請負契約の締結に関して、先ほど新家議員の質問に加えて、関連もしながら質問を数点させていただきたいと思いますが、まず今回の三次農業交流連携拠点施設建築工事不落、新家議員のほうからもお話があったように、議会にかけないものも含めたら、恐らく昨年度来からいうと4件目であろうかと思えますけれども、こうしたことがなぜ繰り返し行われているのかという点と、理由は先ほど述べてもらいましたけれども、今回特に、定例会中でありますから、先ほど説明された事項なりが、何らかの形でやはり新聞報道もされておりますし、なぜ不落になったのかという中身を変えたのか、どういう金額の変更をしたのかというようなことも含めて、十分に議会の中で説明する時間もあったと思えますし、月曜日には予算決算常任委員会も開かれて、全員の議員が出席しとるような場面もあった中で、今日まで、後ほど聞きますけど、教育委員会のきょうの報告も含めて、一切その内容が報告されてないというのが、まず問題があるかというふうに思います。

まず、それを明らかにしていただきたいのと、もし先ほど言われましたように、今回の例えば造成工事などは、もう発注もかけておるところでありまして、それが増額になるであるとか、あるいは建築主体工事、今回も設計が変わったのか、あるいは先ほど言われる中身でいうと、労務単価が上がっておるので内容を変えたというように言われておりますけれども、じゃあその予算をどこから調達をして今回の入札をされたのかということもお聞かせいただきたいと思えます。当然、もし予算が足りないのであれば、3月の予算があったでありましょうし、今回の6月の補正予算の中にそれをきちんと反映をして示すべきであるというのが適切であろうかと思えますけれども、それもあわせてお聞かせ願いたいと思えます。それから、重ねて先ほど来、設計内容の変更や金額の変更がどのようにされたのかというのを、数字であらわしていただきたいと思えます。

それから、そもそも今回の三次農業交流連携拠点施設は、先ほどからありますように、まず2月末が工期と定められておりますけれども、工期自体が短すぎる。木工工事などが非常に複雑であるとかということも含めて、そういった工期が難しいとか厳しいであるとか、関係者とかから、あるいは業者等からそういった指摘はなかったのかどうなのか。行政としての認識はどうかということをお聞かせいただきたいと思えます。

さらに、文化財の関係、先ほど教育長から説明というか、話がありましたけれども、私自身はもつてのほかであるし、教育長の先ほどの説明になってないというふうに思います。まず、言われたとおり、きょうの新聞報道が確かであるなら、今の調査自体が法律違反でありますから、文化財保護法という立派な法律、これに違反をして調査を進められた内容を、事前にもう協議をしておったからいいとか、監督官庁であります教育委員会がそういうことではいけないし、そもそも法律に違反してやられておる調査を継続をするという自体が、コンプライアンス重視の観点からいうとおかしいと言わざるを得ません。さらに、今の文化財が発掘あるいは調査されておるところが、道路あるいは駐車場のところというふうに言われてます。7月末には完了する予定だからそれでいいじゃないかというような答弁でございましたけれども、そもそも文化

財の今の発掘調査を何のためにやっておられるのかということでもあります。発掘調査を行って、文化財の内容がどうであるかというのを見きわめて、もし本当に貴重なものであったら、それは現地で保存もしなければいけないし、工事がストップしなければいけない。当然それが資料保存でいいものかどうかというのを、その内容も含めて調査をしているのが今の現時点であろうかと思うのに、もう既に調査だけで終わって工事を進めていくという発想が教育委員会とか行政の中にあるとすると、全くそれはおかしい話であって、法律を守らない、文化財保護法をそもそも守らないという時点からスタートしたそれを、正しいと認識をされているのかどうか。これがまさに今問われていることだろうと思いますので、それをお聞きしたいと思います。

さらには、今回、NPO法人に発注されたというふうになっておりますけれども、なぜ教育委員会が自力で、自分のところで発掘調査できなかったか。そういった資格のある職員がいなかったのではないかとすることも含めてお聞きしたいと思います。

さらには、1,350万円でNPO法人に調査発掘を依頼したとになっておりますけれども、この予算自体はそもそもどこから出ているのかということもお聞かせいただきたいと思います。

(特命プロジェクト推進部長 堂本昌二君、挙手して発言を求め)

○議長(沖原賢治君) 堂本特命プロジェクト推進部長。

○特命プロジェクト推進部長(堂本昌二君) まず、不落のほうの問題でありますけど、これはこれまで私どもの担当しておりますホールでありますとかも不落を行っておりますが、やはりそれは急激な価格、労務あるいは資材の上昇が設計に追いついてない部分があったというような認識であります。

議会のほうへの説明については、これまでどおり、しっかり説明をさせていただきます。

それから、今回の工事を発注する際の予算をどのように調達したのかということでもあります。先ほど申しましたように、約6億円の事業費のうちで発注をさせてもらっていただいております。

設計変更につきましては、レストラン等の外部の窓枠、建具についての変更と、先ほど若干申しあげましたように、木工事、木の工事にかかりますものについての見直しを行ったということではありますが、数字については、前回の不落であった入札の予定価格も発表できませんということであって、数字での発表はいたすことができません。

工期について、短いという指摘はしてきた業者も一部にはいましたけども、各社応札してきたということでもありますので、これも適正な工期設定のもとで発注したものと考えております。

それから、NPO法人への発掘をお願いしております1,300万円余りの予算についても、約6億円の事業費の中、具体的に申しますと、備品の予算のほうから調達して発注させていただいております。早急な発掘調査が要するということでの対応であります。先ほど申しましたように、これについては、今後補正ということも必要になろうこともありますので、その際のことについてはお含みおきをいただきたいと思います。

(教育次長 白石欣也君、挙手して発言を求め)

○議長（沖原賢治君） 白石教育次長。

○教育次長（白石欣也君） 埋蔵文化財の発掘調査の御質問に御答弁させていただきます。

まず、このたびのは、業者の発掘調査の届け出があつて、それから30日を超えて発掘調査を始めるという文化財保護法の規定ということに違反をしていたという内容でございますが、この点については、調査を始めた業者について、事前に十分本市の教育委員会のほうでも調べておりましたし、それから事前に打ち合わせ等もして、準備態勢も十分できるというふうに確認をしておったところでございます。30日を切る期間での発掘を始めたということにつきましては、調査体制、それから業者の実績等も含めて問題ないというふうに教育委員会は判断いたしました。

この調査につきましては、何のために行つてゐるかということであれば、あそこの古墳については3期今ございまして、発掘をし、中身についても現在調査をしておるところでございます。遺物も出ております。遺構のほうについても損傷がないように慎重に調査を進めておるところでございます。現在のところ、問題なく適正に調査のほうは行われております。

それから、教育委員会で直接調査をしなかったかということにつきましては、調査を進めていく上で、職員の体制等、今正職員1名、それから専門の非常勤特別職2名の体制で進めておりますけど、ほかの業務、文化財関係のものもございまして。調査については、民間に委託して進めるほうがスムーズというふうに判断して業務委託という方法をとったわけでございます。

（1番 吉岡広小路君、挙手して発言を求め）

○議長（沖原賢治君） 吉岡議員。

○1番（吉岡広小路君） 予算等改めて質問したり、議論もしたいと思ひますし、ただあらかじめ予算の増額が見込まれる、さらには今回も再入札した際には、もう予算自体を増額をして再入札をされておる。なぜ数字が公表できないかということもわかりませんが、当然予算の今回の増額にあわせて、それも明快にされなければいけないというのは当然のことであつて、公共工事ですから、もともと発注しようとした値段、今回幾ら上がったとかというところをきちんとやっぱり公に明らかにしてそれをチェックするというのが当然のこと、なぜ明らかにされないのかということも含めて、今後議論もしたいと思ひますし、それからその入札価格、それから補正予算等の対応、これは速やかに行われるべきものが当然のことだろうかというふうに思ひます。これが行われなければ、後から全てでき上つて、それに合わせたような形で補正予算の増額をお願いすればいい。結果が出てからそれに合わせて予算も上げればいいという発想が、もし行政の中にあるとすれば、それは間違つた考えで、きちんとその都度それに合わせたような形で補正予算の増額等も図られるべきであろうかというふうに思ひます。

これは改めて、次の機会に議論したいと思ひますが、ただ1点、教育委員会のところだけは、今も同じ白石次長お話をされますが、法律があつて、それに届け出が30日を超えてなければならぬという法律があるのに、事前に教育委員会がその業者をよく知つておつたとか、事前に打ち合わせがあつたとか、そういう理由で法的なものが曲げられるのかどうか。そんなものはあり得ないということです。文化財保護法がある以上は、それに照らし合わせてその違法行為

があった場合だったら、すぐに今の工事、調査を停止をして、改めて法的に合致する方法できちんと調査を行うというのが行政のしかるべき対応であろうかと思えますけど、それを教育委員会みずからがそういった形で30日以内という、法律を犯していてもそれを認めるという体質は、これはあり得ないというふうに思いますが、もう一度答弁をお願いしたい。

(教育次長 白石欣也君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 白石教育次長。

○教育次長(白石欣也君) 30日前の規定については、教育委員会組織として十分周知徹底がとれていなかったために、届け出がされた時点で、これは法と照らし合わせをするなどのチェックが漏れていたということをごさいますて、それは後日、県教育委員会の指摘によりわかったということをごさいますて、その時点で、法に基づいて行われていないということで、この処置につきましても、非常に反省をし、今後こういうチェックができないという体制では非常に問題があるということで、内部的にしっかり指導を進めているところでございます。

ただ、この調査そのものにつきまして、先ほど申しましたように、業者は適正な業者というふうに判断し、状態も準備も十分整っていると。調査が既に始まった時点でそういう指摘をいただいたということもございますので、調査そのものは順調に適正に行われているという判断をし、そのまま今も調査を継続しているものでございます。

○議長(沖原賢治君) ほかに質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第57号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 御異議なしと認めます。

よって議案第57号は委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

討論願います。

(1番 吉岡広小路君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 吉岡議員。

○1番(吉岡広小路君) 今回の議案第57号の工事請負契約の締結ですが、工事請負契約の締結自体は先ほどの古墳の調査自体が直接的に絡んでおりませんので、業者の関係、いろんな関係もありますから、これ自体には、先ほどお話をしたように、いわゆる入札価格の変更であるとか、工事の予算の変更であるとか、そういったものが適切に行われなければならないということ指摘をして賛成をしたいと思います。先ほど言われた教育委員会の古墳の調査のところだけは、全くそれは今も答弁をされて、納得ができるものではありません。古墳の調査の内容、この方向によっては、先ほどの工期にも大きく関係する部分でありますから、今回の請負契約にも大きく関係すると言わざるを得ませんが、そもそも先ほどもう一度、白石次長が繰り返言われたように、別にNPO法人が適性を欠いておるとか、欠いてないとか、そういう話でもな

いし、あるいは今の調査が不正に行われておるとか、調査がきちんと行われてないとか、そんな話ではなくて、手続自体が法的に違反をしているんだから、それを認めて進むようなことがあったら、法なんかというのはなくて当たり前ということになる。それを、法を遵守させなければいけない教育委員会が、法的な部分を、文化財保護法を守らずに、あるいは行政が建築あるいは工事をするようなときに、文化財保護法の観点からいって貴重な文化財が出たときにはそれをきちんと守るという教育委員会の観点からいうと、それに明らかに逸脱しておるし、法的に違反しておると言わざるを得ません。もしこれを続けられるのであれば、教育委員会あるいは三次市行政も含めて法に違反をして、あるいはそういった文化財という考え方に逆行してその工事を中心に進められるという、三次市の体質そのものに原因があるかと思えますから、それを厳しく批判もし、その対応をきちんとこれからとられることを要請をして、私の意見とさせていただきたいと思えます。

○議長（沖原賢治君） 反対討論ではありませんよね。

（1番吉岡広小路君「賛成です」と呼ぶ）

これより議案第57号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第57号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって議案第57号工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第51号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議案第52号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議案第53号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議案第54号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議案第55号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議案第56号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（沖原賢治君） 日程第6、議案第51号から議案第56号人権擁護委員の候補者の推薦についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求め）

○議長（沖原賢治君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました議案第51号から議案第56号までの議案6件について一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第51号人権擁護委員の候補者の推薦について御説明申し上げます。

本案は、三次市の区域における人権擁護委員の宮西泰興氏の任期が平成26年9月30日をもつ

て満了することに伴い、同氏を引き続き同委員として法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市議会の御意見を求めようとするものであります。

なお、委員の任期は3年となっております。

次に、議案第52号人権擁護委員の候補者の推薦について御説明申し上げます。

本案は、三次市の区域における人権擁護委員の重信富子氏の任期が平成26年9月30日をもって満了することに伴い、同氏を引き続き同委員として法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市議会の御意見を求めようとするものであります。

なお、委員の任期は3年となっております。

次に、議案第53号人権擁護委員の候補者の推薦について御説明申し上げます。

本案は、三次市の区域における人権擁護委員の福永要氏の任期が平成26年9月30日をもって満了することに伴い、同氏を引き続き同委員として法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市議会の御意見を求めようとするものであります。

なお、委員の任期は3年となっております。

次に、議案第54号人権擁護委員の候補者の推薦について御説明申し上げます。

本案は、三次市の区域における人権擁護委員の中村宣子氏の任期が平成26年9月30日をもって満了することに伴い、新たに加藤清子氏を同委員として法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市議会の御意見を求めようとするものであります。

なお、委員の任期は3年となっております。

次に、議案第55号人権擁護委員の候補者の推薦について御説明申し上げます。

本案は、三次市の区域における人権擁護委員の中木孝子氏の任期が平成26年9月30日をもって満了することに伴い、新たに中菊圭子氏を同委員として法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市議会の御意見を求めようとするものであります。

なお、委員の任期は3年となっております。

最後に、議案第56号人権擁護委員の候補者の推薦について御説明申し上げます。

本案は、三次市の区域における人権擁護委員の山本春美氏の任期が平成26年9月30日をもって満了することに伴い、新たに岩崎智子氏を同委員として法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市議会の御意見を求めようとするものであります。

なお、委員の任期は3年となっております。

以上、議案6件につきまして、よろしく御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（沖原賢治君） 本案は、先例により質疑及び討論を省略し、直ちに採決をいたします。

まず、議案第51号についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり異議ないものと回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって議案第51号は原案のとおり異議ないものと回答することに決しました。

次に、議案第52号についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり異議ないものと回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 御異議なしと認めます。

よって議案第52号は原案のとおり異議ないものと回答することに決しました。

次に、議案第53号についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり異議ないものと回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 御異議なしと認めます。

よって議案第53号は原案のとおり異議ないものと回答することに決しました。

次に、議案第54号についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり異議ないものと回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 御異議なしと認めます。

よって議案第54号は原案のとおり異議ないものと回答することに決しました。

次に、議案第55号についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり異議ないものと回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 御異議なしと認めます。

よって議案第55号は原案のとおり異議ないものと回答することに決しました。

次に、議案第56号についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり異議ないものと回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 御異議なしと認めます。

よって議案第56号は原案のとおり異議ないものと回答することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 発議第7号 地方財政の充実・強化を求める意見書(案)

○議長(沖原賢治君) 日程第7、発議第7号地方財政の充実・強化を求める意見書(案)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(23番 林 千祐君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 林議員。

[23番 林 千祐君 登壇]

○23番(林 千祐君) 皆さんおはようございます。

ただいま御上程となりました発議第7号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、大森俊和議員、久保井昭則議員、亀井源吉議員、宍戸稔議員、杉原利明議員、齊木亨議員、桑田典章議員、小池拓司議員と私、林千祐でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

案文の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

発議第7号

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

被災地の復興、子育て、医療、介護などの社会保障、環境対策など、地方自治体が担う役割は年々拡大しており、地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税及び一般財源総額を確保する必要がある。

また、経済財政諮問会議などで法人実効税率の見直しや償却資産に係る固定資産税の減免などが議論されているが、公共サービスの質の確保を図るためにも、安定的かつ地域偏在性の小さい地方税財源を確立することが極めて重要である。

地方自治体の実態に見合った歳出・歳入を的確に見積もるためには、国と地方自治体の十分な協議を保障した上で、地方財政計画、地方税、地方交付税のあり方について決定する必要がある。

公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、2015年度の地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大に向けて、政府に次のとおり対策を求める。

- 1 地方財政計画、地方税のあり方、地方交付税総額の決定に当たっては、国の政策方針に基づき一方的に決するのではなく、国と地方で十分な協議のもとに決定すること。
- 2 社会保障分野の人材確保と処遇改善、農林水産業の再興、環境対策などの財政需要を的確に把握し、増大する地域の財政需要に見合う地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大を図ること。
- 3 復興交付金については、国の関与の縮小を図り、採択要件を緩和し、被災自治体により復興事業に柔軟に活用できるよう早急に改善すること。また、被災地の復興状況を踏まえ、集中復興期間が終了する2016年度以降においても、復興交付金、震災復興特別交付税を継続して確保すること。
- 4 法人実効税率の見直しについては、課税ベースの拡大などを通じ、地方税財源の確保を図った上で、地方財政に影響を与えることのないようにすること。また、法人事業税については、安定的な税収確保や地域偏在性の縮小をめざす観点から、現行の外形標準課税の充実を図ること。
- 5 償却資産にかかる固定資産税やゴルフ場利用税については、市町村の財政運営に不可欠な税であるため、現行制度を堅持すること。
- 6 地方交付税の別枠加算・歳出特別枠については、地方自治体の重要な財源となっていることから現行水準を確保すること。また、増大する地方自治体の財政需要に対応し、臨時的な

財源から、社会保障や環境対策などの経常的な経費に対応する財源へと位置づけを改めること。

7 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握について、引き続き対策を講じること。

8 人件費削減など行革指標に基づく地方交付税の算定は、交付税算定を通じた国の政策誘導であり、地方自治、地方分権の理念に反するものであることから、このような算定を改めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年（2014年）6月25日

三 次 市 議 会

以上であります。全員の御賛同をいただきますようお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 討論なしと認めます。

これより発議第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって発議第7号地方財政の充実・強化を求める意見書（案）は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 発議第8号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）

○議長（沖原賢治君） 日程第8、発議第8号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（4番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 鈴木議員。

〔4番 鈴木深由希君 登壇〕

○4番（鈴木深由希君） ただいま御上程となりました発議第8号について、提出者を代表して提

案理由の説明を申し上げます。

提出者は、平岡誠議員、國岡富郎議員、小田伸次議員、須山敏夫議員、吉岡広小路議員、新家良和議員、山村恵美子議員と私、鈴木深由希でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

案文の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

#### 発議第8号

##### ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）

我が国においてウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、肝炎対策基本法や「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療が、B型・C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数にのぼる。特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定（障害者手帳）の対象とされているものの、医学上の認定基準がきわめて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところである。

他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時（平成23年12月）には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされた。

しかし、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置を講じていない。

肝硬変・肝がん患者は、毎日120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。

よって、本市議会は、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
- 2 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上であります。全員の御賛同をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。  
討論願います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 討論なしと認めます。  
これより発議第8号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。  
よって発議第8号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 発議第9号 教育予算の拡充を求める意見書（案）

○議長（沖原賢治君） 日程第9、発議第9号教育予算の拡充を求める意見書（案）を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
（4番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 鈴木議員。
〔4番 鈴木深由希君 登壇〕

○4番（鈴木深由希君） ただいま御上程となりました発議第9号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、平岡誠議員、國岡富郎議員、小田伸次議員、須山敏夫議員、吉岡広小路議員、新家良和議員、山村恵美子議員と私、鈴木深由希でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

案文の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

発議第9号

教育予算の拡充を求める意見書（案）

小学校1年生、2年生と続いてきた35人以下学級の拡充が2014年度も政府予算に措置されていない。日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっている。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、1クラスの学級規模を引き下げる必要がある。

社会状況等の変化により学校は、一人ひとりの子どもに対するきめ細かな対応が必要となっている。また、新しい学習指導要領により、授業時数や指導内容も増加している。日本語指導などを必要とする子どもたちや、障害のある子どもたちへの対応等も課題となっている。いじめ、不登校など生徒指導の課題もある。こうしたことの解決に向けて、少人数学級の推進などの計画的定数改善が必要である。

自治体によっては、厳しい財政状況の中、独自財源による30人～35人以下学級が行われている。このことは、自治体の判断として少人数学級の必要性を認識していることの現れであり、国の施策として財源保障すべき必要がある。また、文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26人～30人を挙げている。国民も30人以下学級を望んでいることは明らかである。

三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられた。その結果、自治体財政が圧迫され非正規教職員も増えている。子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。

子どもの学ぶ意欲・主体的な取組を引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠である。こうした観点から、2015年度政府予算編成において次の事項が実現されるよう、強く求める。

- 1 少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に還元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年（2014年）6月25日

三 次 市 議 会

以上であります。全員の御賛同をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。
討論願います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 討論なしと認めます。

これより発議第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

本意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 御異議なしと認めます。

よって発議第9号教育予算の拡充を求める意見書(案)は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10 発議第10号 政府における農業改革に関する意見書(案)

○議長(沖原賢治君) 日程第10、発議第10号政府における農業改革に関する意見書(案)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(5番 澤井信秀君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 澤井議員。

[5番 澤井信秀君 登壇]

○5番(澤井信秀君) ただいま御上程となりました発議第10号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、竹原孝剛議員、助木達夫議員、伊達英昭議員、池田徹議員、岡田美津子議員、福岡誠志議員、保実治議員、私、澤井信秀でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

案文の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

#### 発議第10号

#### 政府における農業改革に関する意見書(案)

政府の規制改革会議は平成26年5月14日、農業改革に関する意見の中で農業協同組合の見直しについて取りまとめた。

本市は、高齢化や過疎化が著しい中山間地域の条件不利地域が多く、農業の大規模化には限界があるほか、生活基盤である集落機能の維持も懸念されている地域の実態を鑑みれば、受け入れがたい内容と言わざるを得ない。

本市と農業協同組合は、集落法人の設立や経営高度化への支援と新規就農者の育成、多様な農業者の所得向上に向けた地産地消運動、また、今年度から見直しが行われた新たな農政改革である経営所得安定対策や農地中間管理事業、日本型直接支払制度等についても、地域農業振興の推進役として取り組むなど、一体となって成果を上げている。

これらの取組においては、本市と、農業協同組合等の関係組織で構成する「三次市農業振興会議」を設置し、戦略的に本市農業を振興する体制が機能している。

一方、地域の集落機能が低下している中、地域における農業協同組合の組織・事業活動は多

様で、信用・共済事業をはじめ、市民農園や農業塾、食農教育、高齢者生活支援に関する介護保険事業や助け合い活動に至るまで、組合員や地域住民の暮らしに密接にかかわってきている

以上を踏まえると、農業協同組合は、市街地から事業活動効率が上がりにくい中山間地域まで農業振興と生活インフラを公平に支えており、これらは組合員や地域住民の農業と生活に軸足を置いた総合事業が機能しはじめて成り立つものと言える。

よって、国におかれては農業協同組合の見直しに当たって、次の事項について適切に対応されるよう、強く要望する。

- 1 農業改革を推進する上で、地域における農業協同組合が果たす役割を踏まえつつ、中山間地域の実情などにも配慮すること。
- 2 性急に改革を推進することなく、農業者や農業団体、地域住民などの意見を十分に踏まえ内容とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年（2014年）6月25日

三 次 市 議 会

以上であります。全員の御賛同をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。  
討論願います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 討論なしと認めます。  
これより発議第10号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。  
よって発議第10号政府における農業改革に関する意見書（案）は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 発議第11号 集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書（案）

○議長（沖原賢治君） 日程第11、発議第11号集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書（案）については、請願第1号集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書の提出についてによるものであります。

よってさきに不採択となりましたので、これを日程から削除したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 異議なしと認めます。

よって本日程を日程から削除し、欠番といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 発議第12号 要支援者を介護予防給付から外すことに反対する意見書(案)

○議長(沖原賢治君) 日程第12、発議第12号要支援者を介護予防給付から外すことに反対する意見書(案)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 須山議員。

[2番 須山敏夫君 登壇]

○2番(須山敏夫君) 皆さんおはようございます。

ただいま御上程となりました発議第12号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、大森俊和議員、保実治議員と私、須山敏夫でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

案文の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

発議第12号

要支援者を介護予防給付から外すことに反対する意見書(案)

6月18日に参議院で可決され成立した「地域医療・介護確保法」は、医療では大規模な病床削減を進め、介護保険では、負担増と給付減をすすめる極めて危険な法律である。

介護保険制度では、「地域支援事業の見直しと併せた地域の実情に応じた要支援者への支援の見直し」をすとして、これまで要支援者に介護予防給付で行ってきたサービスを介護予防給付から外して地域支援事業で行うとしている。

要支援者に対する介護給付が地域支援事業に移行されたら、給付内容は市町村の裁量になり人員や運営基準もなくなるために、給付内容で自治体間の格差がつき、介護の質の低下などが懸

念される。また、訪問介護サービスや通所介護サービスなどが利用できなくなる自治体がつくられる恐れがある。

今後、高齢者が増える中で、安心して介護給付が受けられるためには、要支援者に対して、今までどおり介護保険給付(介護予防給付)で実施することが必要だと考える。以上の趣旨から、住民の命と安全を守るため、次の事項を国に対して要望する。

1 要支援者に対する給付を地域支援事業に移行せず、今までどおり介護予防給付で行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年（2014年）6月25日

三 次 市 議 会

以上であります。全員の御賛同をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論は、反対討論、賛成討論を交互にお願いをいたします。

まず、反対の討論を許します。

（24番 久保井昭則君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 久保井議員。

○24番（久保井昭則君） ただいま上程されました発議第12号要支援者を介護予防給付から外すことに反対する意見書（案）に対しまして、反対の立場で討論させていただきます。

このたび成立いたしました医療・介護総合確保推進法案は、地域包括ケアシステムを構築するための大事な法案でございます。超高齢化社会を迎える中で、急激に増加する医療と介護の需要に的確に対応し、高齢者の方々が住みなれた地域に必要な医療、介護、生活支援サービスを受けられる地域包括ケアシステムを整える大きな柱でございます。この意見書の中では、要支援1と2の方々を市町村が実施する地域支援事業に移行することになったことに対して、介護予防から外すなど言っておりますが、これは高齢者の方々の不安をあおる悪い表現であろうと考えます。これまで、全国一律で実施されている訪問介護など、現在の画一的な介護予防給付では、要支援の多様なニーズに対応できない面が多々ありました。これらを市町村が各種団体やNPO、町内会などと連携しながら、利用者の幅広い要望に柔軟に応えられるようするのが狙いでございます。

また、財源に関しても、介護保険制度の中で見ていくので、介護保険の枠外に出すという批判は当たらないと考えております。必要な方々にはこれまでどおりの介護予防の個別給付も受けられるわけでございます。

また、市町村が円滑に事業の見通しを立てられるように、7月中にはガイドラインも示される予定となっております。

2025年、誰もがいまだかつて経験したことのない超高齢化社会に備えて、給付の重点化、効率を考え、あらゆる取り組みを連動させながら、総合的に進めていこうとしている待ったなしの責任のある改革であると思います。

よってこの意見書に反対させていただき、反対討論といたします。

○議長（沖原賢治君） 次に、賛成の討論を願います。

（21番 平岡 誠君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 平岡議員。

○21番（平岡 誠君） 私は、発議第12号の意見書案に賛成の立場で討論に加わっていきたいと思います。

私は、去る6月18日に成立いたしました医療・介護総合法は、2025年問題を口実とした社会保障に対する弱者切り捨てと言っても過言ではない、希代の悪法だと思っております。なぜならば、2025年以降もこの法で高齢者の生きる権利も保障もないからであります。

医療・介護総合法のうち、医療においては、地域での効率的な質の高い医療の確保としているものの、その本質は、地域医療ビジョンの中で医療機関が自主的に早期退院、病床の削減を行うというものであります。また、介護においては、要支援1、2を対象に、介護予防給付で行っていた訪問介護、通所介護を、地域支援事業すなわち2015年度から市町村事業に移すというものであります。これまで全国一律だったサービス内容において、地域間格差が生じ、不安を増大させるものであります。場合によっては、医療費の増大、保険料のさらなる引き上げにつながるものであります。

先般、新聞記事の中で、認知症の人は要支援になっても徘徊などでかなりのサポートが必要な場合が少なくない。市町村に移され、サービスが縮小されて、家族に負担を強いることになれば、介護者は疲れ果て、虐待や無理心中にもつながりかねないと、不安を口にする声を載せております。私も、こうしたことが、今後起こり得ることだと思っております。

これ以外にも、法の中では、特別養護老人ホームの新規入居者を原則要介護3以上とすることです。現在、入居を待つ人は52万4,000人とされており、そのうち17万8,000人が要介護1、2の人であります。要介護1、2の人は、順番待ちから外される可能性も出てきました。まさに介護難民のまま取り残されるということでもあります。

また、介護保険料の自己負担割合を所得によって1割から2割に引き上げようとするものであります。このことは、消費税のこれまでの引き上げ、国保税の引き上げ、年金支給の削減など、生活苦に拍車をかけるものであります。こうした国民に負担を押しつけながら、一方では企業に対しては法人税の減税を行い、負担を軽減していこうとしているのであります。さらに言えば、国防の名のもとに、アメリカ軍の軍事基地機能の強化や無人偵察機の購入など、5兆円にも上る防衛予算が組まれています。介護保険料などの国民負担を押しつける前に、湯水のごとく使われる防衛予算にメスを入れるべきであります。

このたびの医療・介護総合法は、国民の生活をないがしろにするものでしかありません。政府は、成立前の国民の悲痛な叫びを聞き、見直しをするべきであります。とりわけ団塊の世代が高齢化を迎える中で、社会保障の充実を図るとともに、安心して介護給付が受けられるためには、これまでどおりに要支援者に対しても介護予防給付を継続する必要があります。今こそ、戦争の準備を急ぐ前に、お年寄りや若者、子どもたちの大切な命を守れと申し上げ、私の賛成

討論といたします。

○議長（沖原賢治君） ほかに討論ありますか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） これをもって討論を終わります。  
これより発議第12号を採決いたします。  
本案は反対討論がありましたので、起立により採決をいたします。  
本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕

○議長（沖原賢治君） ありがとうございます。  
起立少数であります。  
よって発議第12号は否決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 発議第13号 教育委員会「改正」法の廃止を求める意見書（案）

○議長（沖原賢治君） 日程第13、発議第13号教育委員会「改正」法の廃止を求める意見書（案）を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

（9番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 宍戸議員。
〔9番 宍戸 稔君 登壇〕

○9番（宍戸 稔君） 皆さんおはようございます。

ただいま御上程となりました発議第13号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、竹原孝剛議員、須山敏夫議員、私、宍戸稔君でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

案文の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

発議第13号

教育委員会「改正」法の廃止を求める意見書（案）

安倍内閣は、先の国会で、現在の教育委員会について「責任の所在があいまい」、「形骸化している」などを口実に、戦後教育の柱である教育委員会制度を変える教育委員会「改正」法（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律。以下「改正法」という。）を全国的に反対の声が広がっているにも関わらず強行成立させた。

「改正法」の問題点は、首長に教育行政全体について「大綱的な方針」を定める権限を与えるとともに、これまで教育委員会の権限とされてきた公立学校の設置・廃止、教職員の人員・懲戒の方針など、教育行政の中心的内容を首長に与えるなど、憲法に即して教育の自主性を守

るためにつくられた教育委員会制度の根幹を変え、国や首長など政治権力による教育支配を歯止めなしに拡大しようという、極めて危険な内容である。

更に「改正法」は、教育長に教育委員長の役割も与え、教育委員とともに首長が直接任命・罷免できる制度にし、教育長を首長の直属の部下にしようとしていることも重大な問題である

そもそも教育委員会制度は、戦前の軍国主義教育の反省のもとに、憲法の原則に沿って教育の自主性を守り、国や行政権力から独立した教育行政の執行機関としてつくられたものである

今、政治が教育に果たすべき責任は、戦後教育の原点に立ち返り、保護者や住民の視点に立ち、教育現場などの多様な意見を反映した国民の願いに応える教育委員会の民主的改革や、教育条件の整備などによって教育の営みを支えることであり、政治が教育内容に介入し、歪めるようなことは絶対に行ってはならない。

よって、三次市議会は政府等に対し、戦前の国策教育によって子どもたちを戦場に送り込んだ痛苦の教訓に鑑み、憲法が保障する教育の自主性を破壊する教育委員会「改正」法を廃止するよう、強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年（2014年）6月25日

三 次 市 議 会

以上であります、全員の御賛同をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論は、反対討論、賛成討論を交互にお願いをいたします。

まず、反対の討論を許します。

（14番 岡田美津子君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 岡田議員。

○14番（岡田美津子君） 私は、発議第13号教育委員会「改正」法の廃止を求める意見書（案）に反対の立場で討論いたします。

大津のいじめ事件以来、2年にわたって議論されてきた教育委員会制度改革、いじめ問題などが深刻化し、教育行政の責任の不明確さや危機管理上の課題などが浮き彫りになる中、抜本的な見直しが必要とされてきておりました。しかし一方で、教育は政治などあらゆる権力から一定の距離を置くのが大原則との視点から、改革をする上で、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保することは大変重要なことです。

今回の改正は、教育委員会をこれまでどおり政治的に中立な合議制の執行機関と位置づけた上で、教育行政の責任を明確化し、いじめや体罰など、教育現場の課題に迅速に対応すること

が狙いです。具体的には、現行の教育長と教育委員長を一元化した新たな教育長を設置いたします。首長が議会の同意を得て任命することで、これまで曖昧だった教育行政の責任を明確にいたします。

一方で、教育委員会の会合開催要求も教育委員もできるようにするなど、責任と権限が増す教育長へのチェック機能も強化しております。

また、教育委員会と自治体の首長が意思疎通を図り、より円滑に教育行政を進めるために話し合う、総合教育会議を設置いたします。会議では、双方の権限を尊重した上で、調整が必要な学校の耐震化などの予算や条例にかかわる事項を話し合い、児童・生徒の身体や生命に関わる緊急事態にも対応いたします。

なお、教科書の採択や教職員人事などは、従来どおり教育委員会の専権事項となっております。

これらの改革の方向は、従来の教育制度の大枠を変えずに、首長の関与の責任を強化しようとするもので、妥当な形に落ちついたものとなっております。今後は、教育委員や事務局の人选の工夫、新ポストへの教育委員会の監視機能の強化、教育委員会が政治的中立を保つためのルールづくりなどを進めていこうとしております。

この意見書に関しては、教育委員会制度改正の解釈が本来の改正から離れ、余りにも過激なものとなっております。よってこの意見書には反対です。

以上で反対討論といたします。

○議長（沖原賢治君） 次に、賛成の討論を願います。

（10番 保実 治君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 保実議員。

○10番（保実 治君） 発議第13号教育委員会「改正」法の廃止を求める意見書（案）について、私は賛成の立場で討論に参加をしたいと思います。

この教育委員会の制度は、戦後間もない1948年に教育委員会法として制定をされました。戦前、教育は国の仕事とされ、知事や市町村長がお国のための教育を進めたことを反省し、教育が一般行政から独立をし、地方ごとに住民の多様な意見を反映できるようにとの理念でつくられたものであります。

教育委員会制度を約60年ぶりに大きく見直すきっかけとなったのは、2011年に起きた大津市のいじめ自殺事件で、教育委員会の真相究明が不十分で、教育委員会が形骸化している、不都合な情報を隠蔽していると、批判が相次いだためとして、安倍政権が制度に問題があると改正法を成立させたものであります。

その中で、首長は、総合教育会議を設け、首長と教育委員会で構成するとありますが、改正法では、教育行政の方針、大綱を作成したり、教育委員長と教育長を一本化した新教育長を直接任命したりと、首長の権限は強化され、首長と教育委員との関係は平等ではなく、教科書採択の方針や教職員人事の基準のあり方などで意見を言ったり、大綱に書いたりした場合、歯どめの規定がありません。一方で、大津市のいじめ事件を二度と起こさないための根本的な対策

がこの法律に盛り込まれているとは思えません。今後は、教育委員は首長に対し意見が言いづらくなり、今以上に形骸化が進むおそれがあり、その対策も盛り込まれていません。

教育には、長期的な視点が欠かせなく、小手先で制度をいじるようなことは断じて認められない。首長の価値観がストレートに教育に反映されかねない。よって選挙で首長が変わると政策が変わりやすくなり、選挙を意識した首長のパフォーマンスが激しくなるおそれがあります。よって発議第13号教育委員会「改正」法の廃止を求める意見書（案）に対する賛成討論いたします。

以上です。

○議長（沖原賢治君） ほかに討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） これをもって討論を終わります。

これより発議第13号を採決いたします。

本案は反対討論がありましたので、起立により採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖原賢治君） ありがとうございました。

起立少数であります。

よって発議第13号は否決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第14 閉会中継続審査申出事件1件

（総務常任委員会）

平成25年  
陳情第4号 公契約条例制定を求めることについて

○議長（沖原賢治君） 日程第14、委員会における閉会中の継続審査申し出についてを議題といたします。

総務常任委員長から、目下委員会で審議中の平成25年陳情第4号公契約条例制定を求めることについては、内容について引き続き調査研究する必要があるため、継続審査としたい旨、会議規則第109条の規定により申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査にすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって総務常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

以上で今期定例会に付議された事件の審議は全て終了いたしました。

これにて平成26年6月三次市議会定例会を閉会をしたいと思います。

13日間にわたる御審議、大変御苦労までございました。ありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

——閉会 午前11時53分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成26年6月26日

三次市議会議長 沖原賢治

会議録署名議員 平岡誠

会議録署名議員 竹原孝剛